

山口県報

平成17年
8月9日
(火曜日)

目 次

訓令	職員職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令(管財課).....	一
教委規則	山口県青年の家規則の一部を改正する規則.....	一
	山口県少年自然の家規則の一部を改正する規則.....	二
	山口県グリーンスポーツ広場規則の一部を改正する規則.....	三
	山口県青少年交流施設規則の一部を改正する規則.....	四
	山口県体育施設規則の一部を改正する規則.....	五
	山口県埋蔵文化財センター規則の一部を改正する規則.....	五
労委規則	山口県労働委員会が管理する公文書の開示に関する規則.....	六
	山口県労働委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則.....	六
労委告示	山口県労働委員会が管理する公文書の開示に関する規程の廃止.....	七
	山口県労働委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程の廃止.....	七

山口県訓令第9号



庁 中 一 般
各 出 先 機 関
山口県労働委員会事務局

職員職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年八月九日

山口県知事 二井 関 成

職員職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令

職員職務発明等に関する規程(平成元年山口県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める」を「県が得た利益の額(持分を譲り受けた場合にあつては、当該利益の額に権利承継割合を乗じて得た額)に百分の五十を乗じて計算した」に改め、各号を削り、同条第三項中「同項各号」を「同項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成十七年八月九日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員職務発明等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)(第十条の規定は、平成十七年四月一日以後に県が得た利益に係る実施補償金について適用する。

3 対価の支払を受ける権利を有する者が、改正前の職員職務発明等に関する規程第十条の規定に基づいて、平成十七年四月一日以後に県が得た利益に係るものとして支払を受けた実施補償金は、改正後の規程第十条の規定による実施補償金の内払とみなす。



山口県青年の家規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年八月九日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十九号

山口県青年の家規則の一部を改正する規則

山口県青年の家規則(昭和四十四年山口県教育委員会規則第六号)の一部を次のよう

に改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

(応募の時期及び方法等についての公告)

第二条 条例第十条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に
掲載して行つものとする。

- 一 指定管理者に管理を行わせようとする青年の家の概要
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 三 指定しようとする期間
- 四 応募者に必要な資格に関する事項
- 五 応募の方法及び期間
- 六 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(応募の手続)

第三条 条例第十条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならな
い。

- 一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
- 二 応募に係る青年の家の名称及び位置
- 三 青年の家の管理に係る事業計画
- 2 条例第十条第三項の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - 二 法人にあつては、登記事項証明書
 - 三 青年の家の管理に係る収支予算書
 - 四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度(次号
において「直前二事業年度」という。)の事業報告書又はこれらに類する書類
 - 五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
 - 六 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(指定の公示)

第四条 条例第十条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に
掲載して行つものとする。

- 一 指定管理者に管理を行わせる青年の家の名称及び位置
- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 四 指定の期間

(遵守事項)

第五条 青年の家を使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守
し、青年の家の設置の目的に沿つて、これを使用しなければならない。

- 一 青年の家の施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこ
と。
- 二 他の使用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、教育長が青年の家の管理のため必要があると認めて
定めた事項

別記第一号様式及び別記第二号様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間における山口県青年の家
条例(昭和四十四年山口県条例第二号)第五条の規定による許可については、改正後
の山口県青年の家規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山口県少年自然の家規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年八月九日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第二十号

山口県少年自然の家規則の一部を改正する規則

山口県少年自然の家規則(昭和四十八年山口県教育委員会規則第一号)の一部を次
ように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

(応募の時期及び方法等についての公告)

第一条 条例第十条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に
掲載して行つものとする。

- 一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 二 指定しようとする期間
- 三 応募者に必要な資格に関する事項
- 四 応募の方法及び期間
- 五 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(応募の手続)

第三条 条例第十條第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
- 二 少年自然の家の管理に係る事業計画

2 条例第十條第三項の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 二 法人にあつては、登記事項証明書
- 三 少年自然の家の管理に係る収支予算書
- 四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度(次号において「直前二事業年度」という。)の事業報告書又はこれらに類する書類

五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

六 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

第四條を第六條とし、第三條の次に次の二條を加える。

(指定の公示)

第四條 条例第十條第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 三 指定の期間

(遵守事項)

第五條 少年自然の家を使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守し、少年自然の家の設置の目的に沿つて、これを使用しなければならない。

- 一 少年自然の家の施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- 二 他の使用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、教育長が少年自然の家の管理のため必要があると認め

めて定めた事項

別記第一号様式及び別記第二号様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間における山口県少年自然

の家条例(昭和四十七年山口県条例第五十二号)第五条の規定による許可については、改正後の山口県少年自然の家規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山口県グリーンスポーツ広場規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年八月九日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第二十一号

山口県グリーンスポーツ広場規則の一部を改正する規則

山口県グリーンスポーツ広場規則(昭和五十七年山口県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

(応募の時期及び方法等についての公告)

第二条 条例第九條第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

- 一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 二 指定しようとする期間

三 応募者に必要な資格に関する事項

四 応募の方法及び期間

五 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(応募の手続)

第三条 条例第九條第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
- 二 グリーンスポーツ広場の管理に係る事業計画

2 条例第九條第三項の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 二 法人にあつては、登記事項証明書
- 三 グリーンスポーツ広場の管理に係る収支予算書
- 四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度(次号において「直前二事業年度」という。)の事業報告書又はこれらに類する書類

五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

六 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

第四条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。
(指定の公示)

第四条 条例第九條第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に
掲載して行うものとする。

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 三 指定の期間

(遵守事項)

第五条 グリーンスポーツ広場を使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げ
る事項を遵守し、グリーンスポーツ広場の設置の目的に沿って、これを使用しなけれ
ばならない。

- 一 グリーンスポーツ広場の施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれのある行為
をしないこと。
- 二 他の使用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、教育長がグリーンスポーツ広場の管理のため必要が
あると認めて定めた事項

別記第一号様式及び別記第二号様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間における山口県グリーン
スポーツ広場条例(昭和五十七年山口県条例第二号)第四条の規定による許可につい
ては、改正後の山口県グリーンスポーツ広場規則の規定にかかわらず、なお従前の例
による。

山口県青少年交流施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年八月九日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第二十二号

山口県青少年交流施設規則の一部を改正する規則

山口県青少年交流施設規則(平成九年山口県教育委員会規則第六号)の一部を次のよ

うに改正する。

第二条から第四条までを次のように改める。

(応募の時期及び方法等についての公告)

第二条 条例第十條第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に
掲載して行うものとする。

- 一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 二 指定しようとする期間
- 三 応募者に必要な資格に関する事項
- 四 応募の方法及び期間
- 五 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(応募の手続)

第三条 条例第十條第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければなら
ない。

- 一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
- 二 ふれあいパークの管理に係る事業計画
- 2 条例第十條第三項の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 二 法人にあつては、登記事項証明書
- 三 ふれあいパークの管理に係る収支予算書
- 四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度(次号
において「直前二事業年度」という。)の事業報告書又はこれらに類する書類
- 五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(指定の公示)

第四条 条例第十條第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に
掲載して行うものとする。

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 三 指定の期間

別記第一号様式及び別記第二号様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

山口県青少年交流施設規則(平成九年山口県教育委員会規則第六号)の一部を次のよ

2 この規則の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間における山口県青少年交流施設条例（平成九年山口県条例第四号）第五条の規定による許可及び当該許可を受けた事項の変更の許可については、改正後の山口県青少年交流施設規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山口県体育施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年八月九日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第二十三号

山口県体育施設規則の一部を改正する規則

山口県体育施設規則（昭和四十年山口県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

（応募の時期及び方法等についての公告）

第二条 条例第十五条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に掲載して行うものとする。

- 一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 二 指定しようとする期間
- 三 応募者に必要な資格に関する事項
- 四 応募の方法及び期間
- 五 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

（応募の手続）

第三条 条例第十五条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
- 二 体育施設の管理に係る事業計画
- 2 条例第十五条第三項の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - 二 法人にあつては、登記事項証明書
 - 三 体育施設の管理に係る収支予算書
 - 四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度（次号において「直前二事業年度」という。）の事業報告書又はこれらに類する書類

五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
 六 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類
 第四条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

（指定の公示）
 第四条 条例第十五条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に掲載して行うものとする。

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 三 指定の期間

（遵守事項）

第五条 体育施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守し、体育施設の設置の目的に沿つて、これを使用しなければならない。

一 体育施設の施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。

二 他の使用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、教育長が体育施設の管理のため必要があると認めて定めた事項

別記様式を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間における山口県体育施設条例（昭和四十年山口県条例第十二号）第六条の規定による許可及び当該許可を受けた事項の変更の許可については、改正後の山口県体育施設規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山口県埋蔵文化財センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年八月九日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第二十四号

山口県埋蔵文化財センター規則の一部を改正する規則

山口県埋蔵文化財センター規則（昭和六十年山口県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和五十五年山口県条例第十五号」の下に「。以下「条例」という。」を加える。

第二条及び第三条を次のように改める。
（応募の時期及び方法等についての公告）

第二条 条例第十条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に
掲載して行うものとする。

- 一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 二 指定しようとする期間
- 三 応募者に必要な資格に関する事項
- 四 応募の方法及び期間
- 五 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

（応募の手続）

第三条 条例第十条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければなら
ない。

- 一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
- 二 埋蔵文化財センターの管理に係る事業計画
- 三 条例第十条第三項の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 二 法人にあつては、登記事項証明書
- 三 埋蔵文化財センターの管理に係る収支予算書
- 四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度（次号
において「直前二事業年度」という。）の事業報告書又はこれらに類する書類
- 五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

第五条を第六条とする。

第四条中「利用者」を「埋蔵文化財センターの文化財資料を利用する者（以下「利
用者」という。）は」に、「そつて」を「沿つて」に改め、同条を第五条とし、第三条
の次に次の一条を加える。

（指定の公示）

第四条 条例第十条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に
掲載して行うものとする。

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 三 指定の期間

附 則
この規則は、公布の日から施行する。



山口県労働委員会が管理する公文書の開示に関する規則をここに公布する。
平成十七年八月九日

山口県労働委員会

山口県労働委員会規則第一号

山口県労働委員会が管理する公文書の開示に関する規則

山口県労働委員会が管理する公文書の開示については、知事が管理する公文書の開示
に関する規則（平成九年山口県規則第七十九号）の規定の例による。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

山口県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

平成十七年八月九日

山口県労働委員会

山口県労働委員会規則第二号

山口県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則

山口県労働委員会が取り扱う個人情報の保護については、知事が取り扱う個人情報の
保護に関する規則（平成十四年山口県規則第二十五号）の規定の例による。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

山口県労働委員会告示第一号

山口県労働委員会が管理する公文書の開示に関する規程（平成九年山口県地方労働委員会告示第一号）は、廃止する。

平成十七年八月九日

山口県労働委員会会長 加藤 政 男

山口県労働委員会告示第二号

山口県労働委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程（平成十四年山口県地方労働委員会告示第一号）は、廃止する。

平成十七年八月九日

山口県労働委員会会長 加藤 政 男

平成十七年八月九日印刷
平成十七年八月九日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）